普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車
［略］	
備考　［略］	

（初心運転者標識等の表示）

第九条の六　法第七十一条の五第一項から第四項まで及び第七十一条の六第一項から第三項までに規定する標識は、地上〇・四メートル以上一・二メートル以下の位置に前方又は後方から見やすいように表示するものとする。

（初心運転者標識等の様式）

第九条の七　法第七十一条の五第一項及び第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二のとおりとする。

2　法第七十一条の五第三項及び第四項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の二のとおりとする。

3　法第七十一条の六第一項及び第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の三のとおりとする。

4　法第七十一条の六第三項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の四のとおりとする。

（緊急自動車の運転資格の審査）

第十五条の二　令第三十二条の三第一項、同条第二項、第三十二条の三の二第二項、第三十二条の五第一項又は同条第二項に規定する審査は、それぞれ中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする。

第十八条　免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付（第六号に定める免許証及び旅券については、提示）しなければならない。

［一～六　略］

七　令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ若しくは二又は第六号に該当する者（当該免許試験を行つた公安委員会以外の公安委員会の免許を受けようとする者に限る。）　第二十八条の運転免許試験成績証明書

2　［略］

第十八条の二　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十六項の証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

免許の種類	講習の種類	証明書の種類
［略］		
中型自動車免許（以下「中型免許」という。）	第三十八条第四項第一号の中型車講習	中型車講習終了証明書
	第三十八条第八項第一号の応急救護処置講習（一）	応急救護処置講習（一）終了証明書

普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等のいずれにも該当しない自動車
［同上］	
備考　［同上］	

（初心運転者標識等の表示）

第九条の六　法第七十一条の五第一項から第三項まで並びに第七十一条の六第一項及び第二項に規定する標識は、地上〇・四メートル以上一・二メートル以下の位置に前方又は後方から見やすいように表示するものとする。

（初心運転者標識等の様式）

第九条の七　法第七十一条の五第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二のとおりとする。

2　法第七十一条の五第二項及び第三項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の二のとおりとする。

3　法第七十一条の六第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の三のとおりとする。

4　法第七十一条の六第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の四のとおりとする。

（緊急自動車の運転資格の審査）

第十五条の二　令第三十二条の三、第三十二条の四、第三十二条の五第一項又は同条第二項に規定する審査は、それぞれ中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする。

第十八条　［同上］

［一～六　同上］

七　令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ若しくは二又は第五号に該当する者（当該免許試験を行つた公安委員会以外の公安委員会の免許を受けようとする者に限る。）　第二十八条の運転免許試験成績証明書

2　［同上］

第十八条の二　［同上］

免許の種類	講習の種類	証明書の種類
［同上］		
中型自動車免許（以下「中型免許」という。）	第三十八条第四項第一号の中型車講習	中型車講習終了証明書
	第三十八条第八項第一号の応急救護処置講習（一）	応急救護処置講習（一）終了証明書